



消費者機構日本

ニュースレター 200 号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

..CONTENTS..

- ・差止請求訴訟の提起(NP 後払い)
- ・パッツファーストの合意違反を是正
- ・マーケットエンタ社の条項是正
- ・COJ 全体会議の開催
- ・20 周年「あゆみ」コーナーの更新情報

㈱ネットプロテクションズ(後払い決済サービス)に対し、差止請求訴訟を提起しました。

2026 年 3 月 17 日、消費者機構日本は㈱ネットプロテクションズ(後払い決済サービス)に対し、東京地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。

今回、当機構が差止対象としたのは、当該事業者が「NP 会員利用規約」や「NP 後払い利用規約」で使用している支払い遅滞時の遅延損害金に加え「延滞事務手数料」の名目で支払い義務を課す条項などです。

後払い決済サービスの現状や訴訟までの経過等の詳細はホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

★本件の公表ページ: https://www.coj.gr.jp/injunction/topic/260317_01.html

パッツファースト株式会社(ペット販売)に対し、当機構との合意に反し、「消費者(購入者)の法律上の権利行使を妨げるものではない」旨の条項を削除したことにつき、改めて記載するよう要請し、記載を復活させるとの回答を得ました。

2010 年 5 月に当機構は、パッツファーストに対し、当該事業者が使用する犬・猫の「販売契約書」の販売後の治療保障制度や先天性疾患発症時の保障制度等が消費者契約法等に反するとして是正を求めました。その結果、犬・猫の「販売契約書」に「消費者(購入者)の法律上の権利行使を妨げるものではない」とする条項が新設されたこと、さらに、2012 年 9 月を目処に行う犬・猫の販売契約書の改定時には表記を改善することが約束されたことをふまえ、合意書を締結して協議を終了し、当機構のホームページにて公表しています。

しかしながら、今般、パッツファーストが運営するペットショップの販売の契約条項において、当機構と合意した「消費者の法律上の権利行使を妨げるものではない」の条項が削除されているとの情報提供がありました。そこで、パッツファーストに対し、削除した経緯と理由を問い合わせました。

パッツファーストからは、「現行の契約条項は消費者の権利行使を妨げるような内容でなく、また実際上もこれを妨げることはないよう運用を行っている認識である」との回答がありました。そのため、当機構は過去の合意の経緯を説明した上で、削除した条項を再度盛り込むよう、要請しました。パッツファーストからは、削除した条項について 2024 年 10 月末を目途に追記を完了させるとの回答があったため、協議を終了することとしました。

※追記の完了予定時期が過ぎたため、改めてパッツファースト株式会社に、削除した条項についての追記時期を確認したところ「契約書を電子化し紙での運用から切り替える予定があるため、現状、差し替えが出来ていない。本年 5 月の連休明け頃を目処に電子化の運用が完了する予定。」との回答がありました。(回答日: 2025 年 3 月 11 日)

パッツファーストから、2025 年 7 月以降に締結される契約書から、契約不適合責任等に関する条項の記載がされた契約条項の運用が開始されていることを確認しました。

★本件の公表ページ: https://www.coj.gr.jp/request/topic/260216_01.html

(株)マーケットエンタープライズ(ネット型リユース事業)の売買契約書で、違約金条項の削除などの是正が行われました。

消費者機構日本は消費者からの情報提供を受け、株式会社マーケットエンタープライズ(東京都中央区)に対して、当該事業者が使用する「売買契約書 契約条項」で使用されている違約金条項等について申入れを行いました(2025 年 5 月 19 日付)。

当該事業者から、当機構の申入れの内容を受け入れて、契約条項を改定するとの回答書(2025 年 6 月 3 日付)を受領したことから、本協議を終了しました。

当該事業者は、改定後のご利用規約を 2025 年 7 月 1 日から使用を開始しています。

★本件の公表ページ: https://www.coj.gr.jp/request/topic/260316_01.html

COJ 全体会議を開催

消費者機構日本では毎年この時期に、役職員・委員、個人正会員による全体会議を開催しています。今年はこの全体会を2月19日(木)夕刻から開催し2025年度の主な活動をふりかえるとともに、2026年度の課題について意見交換を行いました。

当日は、COJ 役職員・専門委員+個人正会員 33 名(会場:8名、オンライン:25 名)に参加いただき、関係機関・団体等との連携の必要性や事案検討チームの検討スタイルの見直しなど、次年度に向けたご意見を多数頂戴しました。お忙しいなかご参加いただきました会員等の皆様にはこの場を借りまして、改めて感謝申し上げます。

「あゆみ」の更新情報(消費者機構日本設立 20 周年事業)

消費者機構日本の設立 20 周年(2024 年9月)を機に、ホームページに COJ の歴史を綴る「あゆみ」のコーナーを設けています。

★あゆみのコーナー: <https://www.coj.gr.jp/about/declaration.html>

「あゆみ」には主に COJ の出来事を年表にし、この間、COJ の活動を推進して下さった方のコラムを掲載しています。コラムは執筆者にお願いして、その時々エピソードや裏話に触れた内容に仕上げていただいております。これまでに掲載したのは次の方々のコラムです。今後、順次、掲載していきます。是非、ご一読ください。

【2004 年・2005 年 消費者機構日本の設立】

:消費者団体訴訟制度・導入時を振り返って:元全国消費者団体連絡会事務局長 神田敏子

:COJ 設立後、初めての 110 番に参加して:日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 佐竹愛子

【2006 年・2007 年 団体訴権(差止)の実現】

:第 1 検討チームのこと:消費生活相談員 大谷聖子

【2008 年・2009 年 差止請求請求権の拡大】

:団体訴権範囲の拡大:元日本消費者協会 松岡(長見)万里野

【2010 年・2011 年 差止請求訴訟の提起】

:消費者支援功労者表彰式に出席して:ビューティ&ウェルネス専門職大学教授・消費生活相談員 唯根妙子

【2014 年・2015 年 特定適格団体への準備と財政基盤強化】

:差止請求訴訟のジレンマ:弁護士 岩田修

【2018 年・2019 年 共通義務確認訴訟の提起】

:大東建託への裁判外の返金要請について:弁護士 谷合周三

:(株)ジョンマスターオーガニックグループの件:日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 福長 恵子

全国の適格消費者団体(26 団体)のホームページ公表情報(2026 年 1 月 24 日~3 月 5 日分)

○各団体のホームページの公表情報をお知らせします。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。

※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公 表 情 報(2026 年 1 月 24 日~3 月 5 日)
《消費者支援ネット北海道》 https://e-hocnet.info/	■2026. 03. 02 : 一般社団法人終活協議会、想いコーポレーション株式会社から回答書が届きました ■2026. 02. 19 : 【即決営業関連】株式会社即決営業から連絡書が届きました ■2026. 01. 30 : 株式会社じょうてつから回答書が届きました ■2026. 01. 30 : 株式会社 SP サービスから回答書が届きました ■2026. 01. 30 : 【即決営業関連】株式会社即決営業に対し、連絡書を送付しました ■2026. 01. 30 : 株式会社めぐみ企画に対し、照会書を送付しました
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	■2026. 01. 26 : 株式会社グラングレス（アールカワイイ）に対する申入れ等の結果について公表します。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	■2026/02/16 : 株式会社ヤマウチに対する差止請求訴訟（WEB 会議）が開催されましたので、報告します。報告書はこちら。 ■2026/01/29 : 株式会社オアシスより回答書が届きました。 ■2026/01/26 : 株式会社 Shinsetsu より回答書が届きました。 ■2026/01/24 : 株式会社オアシスに差止請求書を送付しました。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	■2026 年 03 月 04 日 : (株) ワコムに対し「申入書」を送付、回答を受領しました ■2026 年 03 月 02 日 : Agoda Company Pte. Ltd. 及び Agoda International Japan 株式会社に対する差止請求訴訟の第 3 回期日が終了しました ■2026 年 02 月 09 日 : JustAnswerLLC より、「再申入書兼お問合せ」に対する「ご連絡」を受領しました ■2026 年 01 月 27 日 : RISU Japan (株) に対し、消費者契約法第 41 条に基づく「書面による事前の差止請求」を行い、「回答」を受領しました
《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■2026 年 02 月 16 日 : ペッツファースト株式会社（ペット販売）に対し、当機構との合意に反し、「消費者（購入者）の法律上の権利行使を妨げるものではない」旨の条項を削除したことにつき、改めて記載するよう要請し、記載を復活させるとの回答を得ました。（※当初は、2024 年 10 月末を目処に記載を復活させるとの連絡があり、2025 年 7 月以降に締結される契約書において記載されていることを確認しました。） ■2026 年 01 月 27 日 : 山梨県に対する訴訟 一審勝訴判決のご報告 — 当機構が求めた違約金条項の差止請求が全面的に認められました —
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

《消費生活ネットワーク新潟》 https://www.network-niigata.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■2026 年 02 月 18 日：株式会社 I DOM（ガリバー）に対し申入書を送付しました ■2026 年 02 月 13 日：株式会社総和不動産に対する申入れ ■2026 年 02 月 13 日：株式会社 FIT PLACE に対する申入れ ■2026 年 02 月 04 日：株式会社スライプステージコーポレーションに対して差止請求訴訟を提起しました
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	■2026 年 03 月 04 日株式会社ライズに対して、「お問合せ(その4)」を送付しました。 ■2026 年 03 月 03 日「なごみ鍼灸整骨院」を運営している株式会社 Indomitable に対して「申入書兼要請書」を送付しました。 ■2026 年 02 月 27 日和食仕出し割烹「しげよし」を展開する株式会社ノコトに「お問合せ」を送付しました
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《なら消費者ねっと》 http://www.narasn.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	■2026-02-04： リゾート地の管理などの業務を営んでいる株式会社 A プラス B リゾートに対する申入れを終了しました。
《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者市民ネットおきなわ》 https://ossnet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

..END